

平成30年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日(木) 13時30分から14時03分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正	
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司
	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一
	9番 村田 正博	10番 村田 正博	11番 横山 実男
	12番 西岡 久	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸
	12番 小松 和啓	16番 門脇 節夫	17番 山崎 彰
	17番 山崎 彰	18番 小松 源一	

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	使用貸借終了農地返還通知(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主事	久保井 祥太
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議	長	開会(13時30分) 皆さんこんにちは。定刻の時間が参りましたので、ただ今より会を進めたいと思います。本日はですね、全員出席ということで欠席届が出ていませんことを報告しておきます。なお、水田義郎さんが若干遅れておるとは思いますが時間も参りましたので、会議を進めていきたいと思っております。 桜も散ってですね、それぞれ農作業も大変忙しい中ですが、天気の不順と言いますか、温度も非常に寒かったり、非常に暑かったりということで皆さん方も大変体調の方もご心配だと思います。どうかくれぐれもですね、体調にも十分注意をしながらですね、農作業等にご尽力たまりたいというふうに思っています。季節柄、これから、雨が多くなったり、農作業もですね、段取りがなかなか
---	---	---

か上手いこといかんというようなこともあろうかと思えますけども、よろしくお願いをしたいと思います。今日、ほとんどの方がご出席ということで本当に忙しい中集まって頂きまして有難うございます。本日の会を、第5回目の会ということで進めて参りたいと思えますので、皆さん方もよろしくお願いをしたいと思います。なお、本日の議事録の署名につきましては小松和啓君と門脇さんをお願いをするということになっていきますので、よろしくお願いを致します。

それでは順次議題に沿いまして進めて参りたいと思えますのでよろしくお願いを致します。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

すいません。

議長

訂正があるか。

事務局

初めに資料の訂正があります。議案書1ページの6番一番下の1番右端の備考欄。総額821,000円と有りますが、それを1,693,000円に変更をお願いします。1,693,000円です。よろしくお願いを致します。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町影山字カヂヤシキ271番1、地目は田、面積は158㎡、外5筆、計6筆で合計440.61㎡、譲受人の耕作面積は10,022.71㎡、譲渡理由はその他(贈与)、譲受理由はその他(受贈)、権利の種類は所有権移転贈与、資料は1です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字クロアイ1183番、地目は畑、面積は208㎡、譲受人の耕作面積は5,601㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り961,538円で総額200,000円です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町加茂字加茂ノ土居176番、地目は畑、面積は82㎡、譲受人の耕作面積は14,897.97㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転贈与、資料は3です。

4番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町上改田字東山田484番、地目は田、面積は2,033㎡、譲受人の耕作面積は14,850㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り787,014円で総額1,600,000円です。

5番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町上改田字クキカウチ418番、地目は田、面積は2,192㎡、外1筆、計2筆で合計4,990㎡、譲受人の耕作面積は27,701㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り841,683円で総額4,200,000円です。

6番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は、香北町下野尻字西桑ノ久保272番1、地目は田、面積は821㎡、外1筆、計2筆で合計1,693㎡、譲受人の耕作面積は24,649.70㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は6で10a当り1,000,000円で総額1,693,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思いますのでご質問また、ご意見があった方は挙手をお願いしたいと思います。格段ありませんかね。格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異 疑 な し——

議 長 それでは議案第1号農地法第3条の許可でありますが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。
1番、申請人、XXXXXXXXXX、申請地は物部町大柘字大比796番3、地目は畑、面積は547㎡の内12㎡、納骨堂1基、建築延面積は1.96㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分は2種農地（その他）、資料は7で調査員は山崎委員です。
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の第2種農地であると判断されます。
以上です。

議 長 すいません、補足を山崎委員さんをお願いしたいと思います。

委員 (17 番) はい、場所は物部のJAの給油所を20m上がったところですが、資料7の黄色い点線で囲っておるところがXXXXXXXXXXさんの所有地です。で、7-2の方で見てもらったら分かりますが、倉庫の前が自家用の農園、菜園となっております。畑の一面を納骨堂にするということで、前に道路がありますけど、それから又1m50位上がってます。周りに2件の農地と裏に1件家が有りますが、全員の同意書を貰ってますので問題は無いと思います。

議 長 はい、有難うございました。
それでは議案第2号の農地法第4条の許可申請についての質疑を行いたいと思いますので、ご質問は何か有りませんか。自分の所有地に囲まれちゃうということもあってですね、隣地の許可も必要ないと思います。何か、格段ご質問は有りませんか。無いようですので採決に入りたいと思いますのでよろしくをお願いしたいと思います。
議案第2号農地法第4条の許可申請についての賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号農地法5条の規定による許可申請についての説明をお

願います。

事務局

議案第3号農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、申請地は香北町菰生野字橋ノ本475番、地目は田、面積は329㎡、転用目的は鉄骨ビニールハウス1棟、資材置場、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は97.6㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は8、農地区分は2種(その他)、調査員は小松委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

補足説明を小松委員さん、すいません、願います。

委員(12番)

はい。資料8-1を見て下さい。国道に面したところですけど、菰生野、川上様の近くなんですけど、左の方の黒い屋根のところはXXXXXXXXXXさんの作業場になっております。それにちょっとおいて隣接した土地です。そこへ資材置場として8-2のような建物が出来ております。これが普通のAPハウスですけど、梁を2mに1本入れて上へ物が置けるように2階になっております。農振の除外の時に周囲の同意も得ておるようですので、別に問題ないと思います。以上です。

議長

以上、補足説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、皆さん方より、ご質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

委員(16番)

はい。

議長

はい、どうぞ。

委員(16番)

売買となっておりますが、その単価というか、それが載ってないですが、こういう場合は載せませんか。

事務局

はい、転用ですので単価は載せません。ただですね、転用の資金というのは資金計画等で提示されております。

事務局

資金計画については土地の取得費が50万円。建設費が30万円の計80万円のことになっております。

議長

門脇君いいですかね。

委員(16番)

はい。

議長

あのう、こういう場合に質問が無かった場合にですね、報告が無いかも分かりませんので皆さん方が気がいたらですね、是非とも質問を頂きたいと思っております。格段他に無いようですので採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

——異 疑 な し ——

議長

それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議 長 全員賛成です。有難うございました
続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町上改田字辻谷田195番、地目は田、面積は485㎡、外1筆、計2筆で合計面積は670㎡、非農地化した理由は、195番は昭和20年3月居宅を新築し、昭和51年に倉庫を建築し、昭和53年に増築し現在に至る。200番イは明治3年に倉庫を建築し、現在に至る。調査員は田村推進委員で資料は9です。

2番、申請人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町神母ノ木字下舟渡328番1、地目は畑、面積は3.3㎡、非農地化した理由は60年前に家を建築し、平成の初期に取り壊し、現在は駐車場として利用している。調査委員は大倉推進委員で資料は10です。以上です。

議 長 田村委員さん、補足説明をお願いします。

推 進 委 員 (8番) はい、資料は9-1と9-2でございますけど。9-1の地図を見て頂いたらわかり易いと思います。195につきましてですね、昭和20年3月に居宅と書いてありますが、多分これ、申請人の勘違いで30年だと思います。20年代はまだ農地として田を作っておりましたので。それでですね、195につきましては東側はですね、自宅の宅地、南と北と西側はですね、農地でございますけれども、北側は自作の農地、それ以外につきましては近隣の所有者の同意を得ております。

200イの方につきましては明治時代にですね、土蔵と建物の土地の中央付近に古い倉庫が建っております。周辺につきましては東の南の角にですね、7m程の農地にかかっておりますけれども、それ以外はですね、自宅の宅地、及び東北も宅地、南はですね、香美市道を挟んで宅地となっておりますので特段に問題は無いように思われます。以上でございます。

議 長 はい、大倉君欠席。何か聞いてます。

事 務 局 2番ですが、資料は10-1と10-2になります。場所は神母ノ木で鏡橋から香北方面に8m行ったところになります。現在は理髪店の駐車場として利用されており、周辺に農地は無く問題はないと報告を受けております。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より議案第4号につきまして皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何か質問有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 疑 な し ——

議 長 はい、それでは議案第4号非農地証明願いにつきまして賛成の方ので挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議 長 全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説

明をお願いします。

事務局

報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、貸人、
、借人、
、申請地は土佐山田町中野字桑山丸385番2、地目は田、面積は723㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年4月6日、解約理由は病気等で労力不足です。
以上です。

議長

以上説明が終わりましたが、この件につきまして、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段無いようですのでこの件につきましては、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして報告第6号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、この説明をお願いを致します。

事務局

報告第6号農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町秦山町3丁目78番1、地目は田、面積は185㎡、外1筆、計2筆で合計面積は334㎡、転用目的は木造2階建1棟、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は、131㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は11で調査員は事務局公文です。以上です。

議長

以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。この件につきましてご質問、何か有りませんか。この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみということではたいと思いますが、市街化区域内の農地として残っておったものを宅地化して木造2階建ての1棟を建てるということになってます。

続きまして議案第7号使用貸借終了農地返還通知についての報告案件ですが、説明をお願いします。

事務局

報告第7号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。

1番、貸人、
、借人、
、申請地は土佐山田町山田字ハツタ73番1、地目は田、面積は1,183㎡、外2筆、計3筆、合計3,720㎡、変換理由は本人耕作、終了年月日は平成30年3月26日です。

2番、貸人、
、借人、
、申請地は土佐山田町山田字山登79番1、地目は田、面積は1,126㎡、外1筆、計2筆、合計2,245㎡、変換理由は本人耕作、終了年月日は、平成30年3月25日です。

3番、貸人、
、借人、
、申請地は土佐山田町中野字桑山丸400番、地目は田、面積は115㎡、変換理由は高齢化、終了年月日は平成30年4月6日です。

4番、貸人、
、借人、
、申請地は、土佐山田町新改字屋舗田丸1178番、地目は田、面積は900㎡、変換理由はその他(縮小)、終了年月日は、平成30年4月13日です。以上です。

議長

以上、議案第7号の使用貸借終了農地返還通知につきましての説明が終わりましたが、この件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何か質問は有りませんか。格段無いようですので、この件につきましても報

告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思ひます。

続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問で有りますが、この件について説明をお願いします。

事務局

諮問第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明致します。議案書は9ページから11ページとなります。

まず9ページですが、中間管理機構への貸借ということになります。申請地は土佐山田町神通寺の土地となり、高知県農業公社への貸付後、資料の方がですね、利用権の資料がありますけど、12-2ページ目にですね、公社に貸した後、[]さんと[]さんへの貸借となります。作物は水稲の予定です。

続きまして10ページですが、1番につきましては、親子の貸借になります。場所は土佐山田町の西野溝ノ北です。作物は、ネギとカボチャということなんです。

2番は、土佐山田町佐古藪の農地で、[]さんが引き続き借り受けるものです。作物は緑花木になります。再設定となっております。

3番は、土佐山田町加茂の農地で、所有者が亡くなったために、借り受け人が借り受けて耕作するという事です。作物は野菜ということなんです。

4番は、土佐山田町松本の農地で、5年間の再設定となっております。

作物は水稲ということなんです。

いずれも、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第8号の香美市農用地利用集積計画についての説明が有りました。皆さん方より質問を受けたいと思ひますが、何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思ひます。議案第8号の香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———— 全員挙手 ————

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第9号その他の件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

その他の件ですが、前回の議案で農地法第3条で日ノ御子の太陽光の申請が出てまして、保留というか、審議はしてないですが、今に至ってもですね、申請の資料が資金計画ですけど、提出されておられませんので今回も提案されてないです。15日までに資料が提出されなければ一度取り下げをして頂くようになっております。以上です。

次の会が有りますが、次回の定例会は6月7日木曜日13時30分からこの場所香美市役所3階で行いますのでよろしくをお願いします。

議長

続きまして農用地利用最適化推進意見の交換会が有りますが、ちょっと5分程度休憩したいと思ひます。ここの時計で10分から始めたいと思ひます。

閉会 (14時03分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原心一 (原)

署名人 小松和啓 (小松)

署名人 門脇節夫 (門脇)